

議案第六十五号

港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

令和五年八月二十一日

港区教育委員会

令和5年8月21日
教育委員会議案資料 No. 3

港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（案）

港区立図書館条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第六十六号）の施行期日は、令和六年四月一日とする。

港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

審議内容

港区立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める必要があるため、規則を制定します。

1 制定理由及び内容

港区立台場図書館を設置するため、令和4年12月5日付けで「港区立図書館条例の一部を改正する条例（令和4年港区条例第66号）」を公布しました。施行期日については、同条例付則において、教育委員会規則で定める日と規定しています。

この度、予定通りの開設が見込まれることから「港区立図書館条例の一部を改正する条例（令和4年港区条例第66号）」の施行期日を令和6年4月1日と定めます。

港区立図書館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十二月五日

港区長 武井雅昭

港区条例第六十六号

港区立図書館条例の一部を改正する条例

港区立図書館条例（平成二十年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項の表に次のように加える。

港区立台場図書館

東京都港区台場一丁目五番一号

第四条第一項中「は次」を「（港区立台場図書館については、第二号に掲げる日を除く。）は、次」に改める。

第五条第一項ただし書中「ただし、」の下に「港区立台場図書館以外の館の」を、「十二月二十八日」の下に「の開館時間」を加える。

付 則

この条例は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。